

臨床検査業務運営委員会要綱

(設置)

第1条 市立函館病院の臨床検査業務の効率的運営を図るため、臨床検査業務運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 検査業務の執行および効率化に関すること。
- (2) 検査方法および精度管理に関すること。
- (3) 緊急検査業務等の連絡調整に関すること。
- (4) 各診療科との依頼・報告方法の連絡調整に関すること。
- (5) その他委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員若干名で組織し、次に掲げる職員をもって病院長が指名する。

- (1) 主に関係する中央検査部長
臨床検査科 技師長、管理係長、主査等
- (2) 看護局が指定する者
副看護局長、看護科長および看護師長 等
- (3) 事務局が指定する者
医事課長および係長 等

2 委員会には委員長および副委員長を置く。

(委員長および副委員長)

第4条 委員長は、中央検査部技師長をもって充てる。副委員長は委員長が指名する。

(職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は会務を補佐し、委員長が事故あるときは職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見もしくは説明を聴くとともに、これらの職員に対して、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、中央検査部において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する

この要綱は、平成28年10月18日から施行する

この要綱は、平成30年2月5日から施行する

この要綱は、平成30年4月1日から施行する

この要綱は、令和3年4月19日から施行する